

「(仮称)安曇野市都市計画法第 33 条第 3 項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化・緩和に関する条例」(素案)の概要

1 制定の主旨

敷地面積 3,000 m²以上の土地で住宅系開発(≡宅地分譲)をする場合、開発面積比 3 %以上の公園、緑地、広場(以下、「公共空地」という。)を設置する必要がありますが、狭小で不整形な、活用見込みの低い土地が造成される傾向があり、維持管理に市民、行政とも苦慮している状況にあります。

今回、都市計画法に基づく条例を新たに設置し、同法に定められた制限(技術的細目)を強化・緩和し、市民・事業者・行政にとって有益な基準とします。

2 条例素案の概要

(1) 緩和

- ① 公共空地の設置が必要な規模(開発面積)を 3,000 m²から 5,000 m²に引き上げます。

(2) 強化

- ① 開発区域の面積に対する割合を 3 %から 5 %に強化します。
- ② 施設の種類を公園に限定します。
- ③ 公園の 1 箇所当たりの面積を 200 m²以上とします。

3 施行期日(予定)

令和 8 年 4 月